



平成 28 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 豊 和 銀 行
代表者名 取締役 頭 取 権 藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問合せ先 総合企画部長 浜野 法生
(TEL 097-534-2611)

新たな資本政策の検討の開始について

当行は、本日開催の取締役会において、新たな資本政策の検討を開始することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

当行は、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に据え、「地元大分にはなくてはならない地域銀行」として地元の中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給と経営改善支援にこれまで積極的に取り組んでまいりました。さらに、本年 9 月 16 日に公表した「経営強化計画」では、従来の施策に加え、新たに「販路開拓コンサルティング」業務を通じてお客さまの本業支援（＝売上高の改善）に取り組むことといたしました。今後、地元の中小企業のお客さまに対し、より幅広く、より積極的なご支援を継続し拡大していくためには、さらなる自己資本の充実が必要であると考えております。

一方、平成 18 年 8 月に発行した A 種優先株式は、現時点の銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅢ）において制約要件（下記（注）をご参照）があることから、新たな自己資本増強策を検討する必要があります。また A 種優先株式の配当率は 3.5% であり、市場金利が超低金利となっている現状を踏まえた配当水準の資本を調達させていただくことで、内部留保の蓄積を加速させ、地元の中小企業のお客さまに対するご支援の更なる拡大に役立てたいと考えております。

このような考え方を前提に、上記の課題を解消する手段の一つとして、バーゼルⅢにおいて自己資本（コア資本）に算入できる「強制転換条項付優先株式」の発行並びに A 種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討することといたしました。

今後、具体的な資本政策の内容の検討に着手してまいります。

（注）平成 18 年 8 月発行の A 種優先株式は、社債型優先株式であることから、「バーゼルⅢ」においては自己資本（コア資本）への算入に経過期間が定められております。したがって、社債型優先株式を自己資本に算入できる経過期間が終了するまでに、新たな自己資本増強策の検討が必要となったものです。

以上

本件に関する問合せ先 総合企画部 浜野、^{たかづ}高次
TEL 097 (534) 2608

本発表文は、当行の企業情報等を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はこれに類する行為のために作成及び公表されたものではありません。